社会福祉法人東予福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東予福祉会(以下「当法人」という)定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする) の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等は、無報酬とする。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別 表の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 2 交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

【別表】

	業 務 内 容	費用弁償額
(1)	理事会及び評議員会に出席した場合	- 日当 2,000円
(2)	監事が、監査を実施した場合	
(3)	評議員選任・解任委員会に出席した場合	
(4)	所轄庁が実施する指導監査等に立ち会った場合	

(公 表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年6月21日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。